

漁船規模・隻数制限の経過 許可方針改正をめぐり一問一答 スキャップからの解放

II 漁船大型化と開銀融資 337

(1) 金融の道を開いた開銀融資

開銀融資への着目 開銀融資の対象種目へ
開銀融資のための収支目論見書

III 農林漁業金融公庫融資 348

(1) 公庫とかつお・まぐろ漁業

金融円滑化の切実な要望 「貸付からみた漁業者心得」配布 待望の農林金融漁業金融公庫発足

(2) 公庫法改正運動と実現

国会の動きと連合会の改正運動 水産業への個人融資も実現

IV 漁船保険組合の設立 361

(1) 業態別組合への機運

(2) 全国一円の業態別組合結成

V まぐろ魚食宣伝 367

(1) 先鞭をつけた魚食宣伝

(1) 船舶職員法と漁船

業界は適格船員の確保に苦慮 幹部船員養成への連合会の見解 改正への請願・陳情が殺到 改正原案に業界が猛反撃

(2) 新しい資格定員表

四年余をついやした改正案 漁業の実態を無視した資格定員表

(3) 船舶職員養成への努力

明治にさかのぼる漁船員養成 漁船船員養成補助費を増額要求 漁船技術員養成委員会の設置

(4) 改正案の成果

業界は適格船員の確保に苦慮 漁船船員養成への連合会の見解 法律改正で資格制限緩和へ

昭和29年

I 原爆被災事件の発生

(1) “原爆まぐろ”騒動

死の灰を浴びた第五福電丸 被災船相ついで

427

イト・モア・フィッシュ運動 まぐろ食普及研究会の開催

昭和28年

I 特例法の公布施行 375

(1) 特例法施行の背景

きびしい制約下に生産力増大 マ・ライン撤廃後の当局の施策 特例法に金融措置の附帯決議

(2) 特例法の総決算

特例法がもたらした功罪 特例法失効後の新許可方針

II 免許可料の撤廃運動 394

(1) 免許可料徴収の根拠

二五年間に二一億徴収を企画 苛酷な負担強制に業界が反発

(2) 廃止期成同盟の結成

オール水産の反対運動へ 撤廃期成全国大会と運動の成功

III 船舶職員法の改正 403

(2) 動きだした対策本部

入港 原爆実験の危険区域拡大
太平洋漁業対策本部を設置 全国組合長会議で対策練る 逆効果を招いた報道機関のPR 大水内の原爆対策特別委へ合流

(3) 原爆被災事件への対策

事件発生直後の米政府の動き 関係各省・国会へ猛陳情 放射能調査船俊鶴丸の調査報告 補償早期実現運動の足どり 減税措置と検査基準の緩和 補償問題なおメド立たず 会長名で米大統領に要望書

II 世論の恐りと補償問題 455

(1) 全国漁民の総決起

初の犠牲・久保山愛吉氏の死 久保山氏追悼全国漁民大会挙行

(2) 業界の対米補償要求

政府と業界の直接損害論争 国際法学者も直接損害を裏付け 連合会が総額二〇億の補償要求

I 補償の実現とその後

(1) 二〇〇万ドル補償の波紋

慰謝料で手を打つ日米交換公文 業界は政治的解決の不服を表明 被災防止と完全補償を国会決議 政府への公開質問状と声明表

(2) 補償金配分と融資問題

日銀の金庫に眠る二〇〇万ドル 国会で配分時期・基準を追及 慰謝料配分ようやく決まる

(3) 自力更生のための基金協会

事件後の休漁・倒産の危機 政府補助金をもとに基金協会設立

II 原爆実験継続の恐怖

(1) 原水爆実験をやめよ

米につづく英の原爆実験発表 連合会が中止申入れを政府に要望

(2) あいつく実験反対大会

米英大使館へ実験中止を陳情

主要日誌

あとがき

増田 正一

昭和
21
年

- I 連合会設立以前
II 連合会の設立

以上の措置について連合会では「かつおトマぐろ」一、二月号で、「斯業の発展上、時宜に適したものである」として喜ばしいが、今回の措置はあくまでも法の名称どおり臨時の措置で、財産人命の庇護、航行の安全を目的とした法の精神は軽減されたものではない。漁業者もこの点を了解して今後とも優秀漁船の運航に法本来規定の資格者を充足されるよう努力が望まれる」と強調している。

その後二、三年間にわたり、法の完全実施を行なうため、施行規則の改正を行なつて免狀の取得を容易にし、海技試験施行回数を増やすなどの諸施策がとられた。にもかかわらず、肝心の漁船乗組員養成事業費は二十八年年度の一、六四一萬五千元を頂上に、二十九年一、〇八四萬九千四、三千年九八三萬九千四、三十一年八四七萬三千四、漸減の一途をたつたことなどから予期した以上の成績は上がらず、三十一年二月になつても遠洋かつお・まぐろ漁船一、一五〇名、船主協会所屬船一五七名、以西底曳船八二名、合計一、三八九名の資格者が未充足の状況にあつた。このため、さらに前述の措置を一年半延長し、その間に法令の改正を本格的に行なうこととなり、三十一年三月「船舶職員法の一部を改正する法律」が制定されたのである。

昭和
29
年

I 原爆被災事件の発生
II 世論の怒りと補償問題

（昭和二十九年三月二十三日施行）
同三十一年三月まで有効

[illegible]

I 原爆被災事件の発生

(1) “原爆まぐろ”騒動

1 死の灰を浴びた第五福竜丸

昭和二十九年三月一日、日本中の、いや世界中の国民を恐怖のどん底に陥れる大事件が発生した。米国のビキニ環礁水爆実験によるまぐろ漁船第五福竜丸の被災事件である。とりわけそれがかつお・まぐろ漁業に直接つながるものだけに、連合会はもとより、関係漁業者の受けたショックは大きかった。第五福竜丸（九九トン）は三月一日、マーシャル群島水域で操業中、同群島ビキニ環礁で行なわれた米国の原水爆実験に遭遇し、爆発にともなう降灰を受けて帰港した。この結果乗組員三名は放射能症にかかり、無線長久保山氏は同年九月二十三日、ついに死亡するという悲惨な事態にまでいたったのである。この事件をまっさきに取り上げた三月十六日の読売新聞は、第五福竜丸の被災をつぎのように報じている。

「遭難した漁船は静岡県焼津市焼津七二四、西川角市氏所有のまぐろ漁船第五福竜丸（九九トン、船長筒井勲氏（24）以下二三名）で、さる一日午前三時ごろ（現地時間）マーシャル群島ビキニ環礁東方八〇浬付

近で操業中、西南方水平線に突如閃光を認め、六、七分後に大爆発音と、キノコ状の原子雲を目撃、その後一時間半ほどすると真白な灰が降ってきて船体が真白なほどになった。

さらに三日後、水で洗ったが落ちず、船員たちは灰のついた部分の皮膚が赤黒く水ぶくれとなり、のち黒色に変ってきたので驚いて帰国、十四日朝、焼津港に入港、焼津協立病院外科主任大井俊亮氏の手当をうけ、一応原爆症と診断されたが、比較的重症の山本忠司君（26）（同市焼津一八四）と増田三次郎君（29）（同二二七）の二名が東大の診断を受けるために上京し、他の二名は灰のついたまま自宅に帰ったり、遊びに出たりしており、また船は灰のついたまま焼津港内に停泊している。

——これが水爆事件の発端であった。この報道が世間に伝わるや、広島、長崎と二度原爆の恐ろしさを受けてきた日本国民を深く驚かせた。日がたつとともに、このビキニ環礁の実験は水爆であり、その強さは広島に投下された原爆の五〇〇倍から七〇〇倍の強さのもので、想像に絶するほどの破壊力を持っていること、また広島、長崎の場合に比べて、爆発によって生じた物質が強い放射能をもっており、広い範囲にわたって振りまかれることが判ってきた。

マ・ライン撤廃以来かつお・まぐろ漁船は続々と南方漁場に出漁、新

表1 昭和29年近海・遠洋別旬別まぐろ相場表 (単位 円/貫)

	かじき		めばち		きはだ	
	近海	遠洋	近海	遠洋	近海	遠洋
3月	上旬	650	1,400	1,500	800	800
	中旬	700	400	1,300	800	850
	下旬	800	400	1,200	600	550
4月	上旬	550	310	950	500	600
	中旬	600	340	730	500	530
	下旬	500	340	620	490	480
5月	上旬	700	350	800	600	500
	中旬	450	310	700	580	500
	下旬	350	360	400	350	450
6月	上旬	450	350	450	430	350
	中旬	400	280	480	350	300
	下旬	400	350	500	350	400
7月	上旬	350	—	500	300	450
	中旬	350	—	500	300	550
	下旬	400	—	600	450	550
8月	上旬	400	500	700	450	550
	中旬	400	350	550	450	550
	下旬	400	350	650	350	400
9月	上旬	390	350	300	300	—
	中旬	550	550	450	450	—
	下旬	—	500	550	500	—
10月	上旬	550	450	550	500	500
	中旬	550	550	800	700	650
	下旬	550	550	800	700	650
11月	上旬	500	400	800	500	450
	中旬	500	400	600	500	500
	下旬	500	400	700	500	450
12月	上旬	500	350	700	700	450
	中旬	450	350	700	500	450
	下旬	450	350	500	500	450

『大阪月報』より (近藤康男氏著『水爆実験と日本漁業』から抜粋)

はじめのうち、魚価の低落や市中の混乱も一ときのこと、そう長つづきはしないと考えられていた。ところが、福竜丸につづいて各地に入港した漁船からつぎつぎと放射能が検出され、さらに三月二十六日三崎に入港した第三光栄丸が、船体に五〇〇カウンターの放射能を浴び、漁獲物一万三、〇〇〇貫が廃棄処分されたこと、同じく二十六日塩釜に入った第五明神丸の魚体、船体、人体からそれぞれ六〇〜七〇カウン

では、前年に比し六、七割となった。五月に入って、ようやくきはだなど一部の魚価は下がっているが、一般的に回復に向かい、七月には二十八年同期の八〜九割のところにもどった。しかし、生産地市場における魚価の低落は消費地市場より一般に大きかったといわれるから、漁業者の受けた損害がいかに大きかったかは想像に難くない。だが、原爆まぐろの投じた波紋は魚市場だけに止まらなかった。横浜市内の魚屋・カマボコ屋約一、〇〇〇軒が三月二十二

日から三日間の休業に入ったのをはじめ、全国各地で魚屋、寿司屋など休業が続出した。原爆まぐろ旋風のおおりに食って、売行きが激減してしまったからである。そのころ魚屋、寿司屋などの店頭には、「当店のまぐろは近海のものです」とか「本品は検査済みですから安心して召し上下さい」などの貼紙が下げられたりした。まぐろにつられて、ほかの一般魚も一、二割方値下がりしたということである。

はじめのうち、魚価の低落や市中の混乱も一ときのこと、そう長つづきはしないと考えられていた。ところが、福竜丸につづいて各地に入港した漁船からつぎつぎと放射能が検出され、さらに三月二十六日三崎に入港した第三光栄丸が、船体に五〇〇カウンターの放射能を浴び、漁獲物一万三、〇〇〇貫が廃棄処分されたこと、同じく二十六日塩釜に入った第五明神丸の魚体、船体、人体からそれぞれ六〇〜七〇カウン

造大型船等は新漁場を南太平洋および印度洋方面に求めて、年間水揚げ約六千万貫、このうち六割の国内消費を除いてなお一・二億円の輸出実績を挙げ、輸出水産物の花形として、さらに前途の発展を期していた矢先、突如として原爆被災者がわがかつお・まぐろ漁業者の中に現われたのである。

そればかりではない。あらゆるマスコミがいっせいに放射能の恐怖を大々的に報道したため、戦争によって原爆の恐ろしさを身近かに体験した大衆は、極度の不安を抱き、魚類を全面的に敬遠、事件発表いらいわずか数十時間にして市場流通機構は、まったくマヒしてしまい、休市まで現出する事態を招来した。ことに放射能を浴びたまぐろの地中埋没などは、大衆にバイキン同様伝染するかのような観念を植えつけ、容易に払拭し得ない恐怖心を与えてしまった。

この結果、消費のいちじるしい減少、荷受のストップ、入港船のけい留続出となって水揚げは半値以下に仕切られ、次航海の出漁にも支障をきたすにいたった。

2 被災船あいついで入港

「原爆まぐろ」と称され、まぐろの需給面において当時どのようなさわきが演じられたか、ここで記憶を呼び起してみよう。

第五福竜丸が積んできたまぐろは一部水揚げされ、十六日には各地に送られたが、強い放射能を帯びていて廃棄しなければならないことが明らかとなり、大きなさわぎとなった。東京では都衛生局が調べた結果、まぐろから六・二ミリ・レントゲン時、さめから九ミリ・レントゲン時ありただちに販売中止となり、五・二四貫を市場内の一隅に五メートルの穴

を掘って埋めた。そのほか大阪、名古屋をはじめ、山梨、長野、富山、北海道など各地へ送られた分はいずれも販売す前におさえられた。

このため、まぐろ類の価格が暴落し、各地の市場でセリが立たないような状態になった。たとえば三月十九日の東京築地市場では八六〇貫のまぐろ類が入荷したが、全然買手がつかず、ついにセリが立たなかった。このようなことは、昭和十年八月東京にコレラが流行したときと、十二年六月、小売業者の不買同盟争議がいよいよ十七年ぶりのことだといわれる。十九日中止された築地魚市場は二十日再開されたが、まぐろ類の価格は大体半値であった。また神奈川県三崎でも十九日市場は中止となり、魚商組合は「食べて・安全、三崎のまぐろ」というパンフレットを全国に配り、原爆まぐろの汚名挽回に努めた。

もっとも、こうした市場の混乱はまもなくおさまったが、魚価の低迷はかなり長く尾を引いた。この魚価の低下状態を主として東京中央卸売市場の魚価によってみると、つぎのような推移をみている。まず二十八年と二十九年の三月上旬を比較してみると、二十九年は二十八年に比べて一・一割から一・五割程度高かった。たとえばびんながは二十八年三月の貫当り四〇〇〇円前後が二十九年同期は六〇〇円前後、きはだ三〇〇円前後が四二五円程度であった。ところが三月下旬に入ると、水爆問題の影響によって魚価はいっせいに下がった。前記のように、三月上旬では二十八年よりかなり高かったものが、下旬にきはだ、びんなが、くろかわなどは二十八年と同じ値段か、それ以下に落ちた。めばち、まかじきなどは、逆に二十八年より二〜三割低くなった。この傾向は四月に入って放射能被災船が入港したためにいちじるしくなり、びんながを除い

4 漁船の損害を防止するため、できれば政府および漁船に対して、実験の事前通告をしてほしい。

3 南方漁場への航行の便宜上、拡大区域の西側の部分を削除してほしい。

2 まぐろの盛漁期である十一月～三月の四カ月間は実験はなるべくさけてほしい。

1 危険区域の実施により、日本の漁業は多大の影響を受けるから、実施期間をなるべく短かくしてほしい。

の恐怖心と一般消費者に与える影響の大きいことであった。こうした点について外務省は、三月末、米大使館バーソンズ参事官の来訪を求め、

危険区域の実施により、日本の漁業は多大の影響を受けるから、実施期間をなるべく短かくしてほしい。

まぐろの盛漁期である十一月～三月の四カ月間は実験はなるべくさけてほしい。

南方漁場への航行の便宜上、拡大区域の西側の部分を削除してほしい。

漁船の損害を防止するため、できれば政府および漁船に対して、実験の事前通告をしてほしい。

海、フィジー海、ハワイ南方などの主要漁場への通路であり、もしこれを遠回りすれば往復三、四日、金額にして約一三万円の損失になる。それでも二〇〇トン以上の大型船ならまだよいが余り航続力を持たない中型船―まぐろ漁船のうち約四割を占める―は拡大された危険区域の向う側はほとんど利用できなくなってしまう。神奈川県水産試験場の調査によると、拡大された危険区域の水揚げ高は全まぐろ延縄漁業の水揚げ高のうち一・二六％だというから大したものではない。しかし、この禁止区域を含む水産庁の指定区域からの漁獲高は一五・六六％であり、水産庁の指定区域の右側の同じ広さの海域からの漁獲高は、四三・七七％に達している。つまり、まぐろの漁獲の約半分はこのあたりの海域から獲れている。つまり、まぐろの漁獲が中型まぐろ漁船では利用困難となるから、その損害は莫大なものになる。漁場の喪失ももちろん痛手だが、さらにそれにも増して連合会の幹部や業界首脳者の憂慮したことは、漁夫の恐怖心と一般消費者に与える影響の大きいことであった。こうした点について外務省は、三月末、米大使館バーソンズ参事官の来訪を求め、

危険区域の実施により、日本の漁業は多大の影響を受けるから、実施期間をなるべく短かくしてほしい。

まぐろの盛漁期である十一月～三月の四カ月間は実験はなるべくさけてほしい。

南方漁場への航行の便宜上、拡大区域の西側の部分を削除してほしい。

漁船の損害を防止するため、できれば政府および漁船に対して、実験の事前通告をしてほしい。

海、フィジー海、ハワイ南方などの主要漁場への通路であり、もしこれを遠回りすれば往復三、四日、金額にして約一三万円の損失になる。それでも二〇〇トン以上の大型船ならまだよいが余り航続力を持たない中型船―まぐろ漁船のうち約四割を占める―は拡大された危険区域の向う側はほとんど利用できなくなってしまう。神奈川県水産試験場の調査によると、拡大された危険区域の水揚げ高は全まぐろ延縄漁業の水揚げ高のうち一・二六％だというから大したものではない。しかし、この禁止区域を含む水産庁の指定区域からの漁獲高は一五・六六％であり、水産庁の指定区域の右側の同じ広さの海域からの漁獲高は、四三・七七％に達している。つまり、まぐろの漁獲の約半分はこのあたりの海域から獲れている。つまり、まぐろの漁獲が中型まぐろ漁船では利用困難となるから、その損害は莫大なものになる。漁場の喪失ももちろん痛手だが、さらにそれにも増して連合会の幹部や業界首脳者の憂慮したことは、漁夫の恐怖心と一般消費者に与える影響の大きいことであった。こうした点について外務省は、三月末、米大使館バーソンズ参事官の来訪を求め、

危険区域の実施により、日本の漁業は多大の影響を受けるから、実施期間をなるべく短かくしてほしい。

まぐろの盛漁期である十一月～三月の四カ月間は実験はなるべくさけてほしい。

南方漁場への航行の便宜上、拡大区域の西側の部分を削除してほしい。

漁船の損害を防止するため、できれば政府および漁船に対して、実験の事前通告をしてほしい。

海、フィジー海、ハワイ南方などの主要漁場への通路であり、もしこれを遠回りすれば往復三、四日、金額にして約一三万円の損失になる。それでも二〇〇トン以上の大型船ならまだよいが余り航続力を持たない中型船―まぐろ漁船のうち約四割を占める―は拡大された危険区域の向う側はほとんど利用できなくなってしまう。神奈川県水産試験場の調査によると、拡大された危険区域の水揚げ高は全まぐろ延縄漁業の水揚げ高のうち一・二六％だというから大したものではない。しかし、この禁止区域を含む水産庁の指定区域からの漁獲高は一五・六六％であり、水産庁の指定区域の右側の同じ広さの海域からの漁獲高は、四三・七七％に達している。つまり、まぐろの漁獲の約半分はこのあたりの海域から獲れている。つまり、まぐろの漁獲が中型まぐろ漁船では利用困難となるから、その損害は莫大なものになる。漁場の喪失ももちろん痛手だが、さらにそれにも増して連合会の幹部や業界首脳者の憂慮したことは、漁夫の恐怖心と一般消費者に与える影響の大きいことであった。こうした点について外務省は、三月末、米大使館バーソンズ参事官の来訪を求め、

危険区域の実施により、日本の漁業は多大の影響を受けるから、実施期間をなるべく短かくしてほしい。

まぐろの盛漁期である十一月～三月の四カ月間は実験はなるべくさけてほしい。

南方漁場への航行の便宜上、拡大区域の西側の部分を削除してほしい。

表2 被災漁船とその廃棄漁獲量

	指 定 五 港		指 定 五 港 外		合 計	
	隻 数	廃 棄 量	隻 数	廃 棄 量	隻 数	廃 棄 量
3 月	2隻	16,401.6貫	一隻	一貫	2隻	16,401.6貫
4 月	17	9,104.0	一	一	17	9,104.0
5 月	36	4,268.3	50	2,603.4	86	6,871.7
6 月	41	8,856.7	85	6,582.0	126	15,438.7
7 月	19	2,033.7	54	2,843.0	73	4,876.3
8 月	32	17,552.7	30	1,712.2	62	19,264.3
9 月	39	11,577.6	20	3,893.0	59	15,470.6
計	186	69,794.6	239	17,633.6	425	87,427.2

厚生省公衆衛生局調査『水産業の現況1954～55年版』より
9月は28日まで。

トの放射能が発見されて水揚げを拒否され、一万二、〇〇〇貫のまぐろが宙に浮くなどの不祥事があいつぐにつれて原水爆実験の影響が容易なものでないことが再認識されるにいたった。厚生省公衆衛生局がとりまとめた二十八年三月以降同年九月にかけての原水爆実験による被災漁船との廃棄漁獲量は表2のとおりである。

3 原爆実験の危険区域拡大

日本政府は米国の原水爆実験による被災漁船の続出に対し、三月十六日、外務省が在日米大使館を通じ米本国に真相調査の申し入れを行なう一方、農林省、厚生省などが中心となって被災状況、放射能の人体に及ぼす影響などについて本格的調査を開始した。米国務省は三月十七日、「日本の漁夫が原子兵器の実験による放射能の傷害を受けたという報道に重大な関心を持っており、日本当局と実情調査中で、過失が米国側にありとす

れば損害補償の用意がある」と声明している。翌十八日、農林・厚生両省は共同声明で、水揚げ港として焼津・清水・三崎・東京・塩釜の五港を指定したが、これは問題の海域で操業または航行中の遠洋漁船について、乗組員の保健、魚類などによる危険防止を目的としたものであった。

こうして、各方面からの対策がすめられようとしたおり、三月二十日、米原子力委員会は、原爆実験の危険区域拡大に関する告示を発表した。これによると①危険区域は北緯一二度、東経一六四度の位置を中心として半経四五〇カイリとし、角度二四〇度から時計の方向に回転して九五度の範囲に拡大される。またこれまでの長方形の危険区域は依然として有効である。②有効期間は即時実施とし、大体六月末までとするなどであった。

この発表は、従来の危険区域の約六倍にあたる広大な海域であるため、原爆の恐ろしさに半ば呆然自失の状態にあった漁民に強い反対論を起させた。業界の反対意見は「南方漁場への往復にあたり、コースによっては三、四日も遠回りになるような危険水域の指定を一刻も早く取り除いてもらいたい」というものであった。これに対し外務省は、「米国のとった措置は正確には、立ち入り禁止区域の設定ではなく、危険区域の設定」である。立ち入り禁止区域は、もし立ち入ったら罰則を課す、というのではなく、立ち入りは自由だが、原爆実験を行なうのも自由だ、と言っているのだ」との見解を述べている。

しかし現実には、東京を中心とすれば、東は室蘭から、西は下関まで入るような広大な海域への立ち入り禁止は、それがソロモン海、サンゴ

と申し入れた。しかし、これに対して、その後否定的な回答があった。

そうこうするうち四月に入り、七日、米原子力委員会は「六日に第三回の水爆実験をエニウェットクで行なった」と発表、その後、全国で入港漁船や漁獲物から放射能が発見され、また、各地に放射能雨が降って農作物や果実に被害が出るなど、事態はいっそう深刻の度を加えていった。二十九年四月二十四日付毎日新聞によると、「年間五三億円の水揚げで、全国一を誇る三崎は、ビキニ旋風でまぐろは四一五割方値が落ち、三月十九日までで滞貨が三〇万貫でた。今日まで九一隻の帰港船は、やりくり算段で再出港しているが、約一〇隻は資金不足で出漁不能となり、魚商買付資金の不足や掛金回収不能で倒産一步手前であり、町は火の消えたようなさびしさで、町全体の損害は約一〇億、うち船主、魚商らの損失は二億円という」と報じられている。

しかし、三崎に限らず全国の主要漁業地が当時同様の状態に置かれていたのであった。東京都内の魚屋さんが、魚市場の公休日（四月二日）に築地の中央市場講堂に集まり、「水爆被害対策大会」を開催したのもこのころであった。当日会場には「魚屋殺すにや刃物はいらぬ、ビキニの灰降らやおだぶつだ」というスローガンを掲げ、長靴姿の魚屋さんがつぎつぎ壇上に立ち、「十七日以来ほとんど開店休業だ。初めのころの売上げは、ふだんの一割ぐらいしかない。半月たった今でも三割ぐらいだ、いくら危険はないといってもお客さんは信用しない。このままでは失業する外はない、なんとかしてくれ」と叫び、水爆実験禁止を決議した。

こうした世論の高まりに、当初は日本側の主張は誇大宣伝だ―と高圧

的な態度をとっていた米政府も、四月九日、アリソン米大使が第五福竜丸の被災に対し、初めて遺憾の意を表わしたのを皮切りに、しだいに軟化してゆき、日本側の損失を補償することによって、事態の解決をはかるという方向へ向かっていったのである。

以上が、第五福竜丸の被災に端を発した米原水爆実験のわが国に及ぼした影響の概要である。

(2) 動き出した対策本部

1 太平洋漁業対策本部を設置

このような本漁業未曾有の難局に対し、連合会は二十九年三月十七日、第五福竜丸事件につき漁業者の立場から声明書を発表するとともに、翌十八日には本会内に左記機構の「太平洋漁業対策本部」を設置、また同時に三崎、焼津にも地方対策本部が設置された。

太平洋漁業対策本部 機構

- 一、救済部会＝被害者、被害船対策
- 二、科学部会＝無害弘報、企画宣伝、ラジオ、新聞対策
- 三、漁業部会＝漁場、漁船対策
- 四、政経部会＝経済的損害、補償対策まぐる関係及び国内対策組織

東京連絡本部

三崎	漁業者	市場魚商
焼津	"	"
清水	"	"

本連合会内の対策本部では東京、三崎、焼津の各漁業代表者が出席、連日白熱した議論が深夜までつづけられたが、その活動の主眼を現状危機打開のための販売啓蒙に置くことに決定、地方本部、市場対策本部、冷凍および缶詰団体、各権威者らとたえず連絡をとりながら大々的な無害広報活動を開始した。その状況は新聞、ラジオなど大衆報道機関をはじめ宣伝ビラ、ポスターの配布など有効と思われるもの一切を使った。

もとより三月十六日以降、各新聞、ラジオはトップ・ニュースとして原爆被災事件を報じたが、本連合会は業界唯一のニュース源として一躍マスコミの注視を集め、意見発表などは即刻日刊各紙に報道され、本会内はまるで記者クラブのような観を呈した。

しかし各報道機関は、共通して原水爆の禁止を論調として、原水爆の危険を強く国民に伝えようと取材した結果、「まぐろは危険」との観念を消費者に与え、前述のとおり、魚類取引は休業の状態におちいった。そこで消費者の過度の不安恐怖心の一掃がさし迫った問題であり、対策本部はまずこの面の解決に最大の努力を傾注した。

以下は、マスコミ各機関に対する宣伝対策の概要である。(「かつおとまぐろ」二十九年三・四月合併号より)

【新聞】

折あるごとに漁業の重要性を強調

事件が一部日刊紙に報道されるや漁場、対策等について日刊各紙の間

合せは引きも切らず、本会ではこれに対し声明書を農政記者クラブで発表した。翌十八日は在京各新聞、NHK、民間放送等報道機関を招き、水産庁、市場、業者との協議会を開催、当局側から各報道機関に対し、まぐろ漁業の重要性及びその漁場、指定漁港の設置などを説明、第五福竜丸検査官の状況報告があったのち報道機関との間に本漁業についての質疑応答が交わされた。二十六日には横山対策本部長は評論家中島健蔵河盛好蔵及びNHK論説委員の各氏と会談、本漁業の実情を述べ、過度の不安感を大衆に与えないよう要望した。

なおこの事件以来、在京各社及びニュース・カメラ班等の来部は頻繁をきわめ、その都度横山本部長等から本漁業の重要性ならびに状況などを説明した。

なおこの事件以来、在京各社及びニュース・カメラ班等の来部は頻繁をきわめ、その都度横山本部長等から本漁業の重要性ならびに状況などを説明した。

【ラジオ】

ラジオ宣伝に主力をおき誤れるバイキン観一掃へ

広くいっせいにしかも効果的な啓蒙を行なうためにはラジオ放送の使用によることが良策であるし、その方法について種々協議の結果、水産、心理学者、教授、主婦連等各界権威者による対談、座談会、訪問録音等の形式を採用、別記のとおり各氏の出席を得て殆んど連日、ラジオ東京、文化放送で宣伝放送を試みた。また放送時間切れの間には別記のようなスポット放送を民間局から放送した。

【対策本部が行なった主な放送】

▽文化放送

三月十九日(対談)

清井水産庁長官、奥むめお主婦連会長、栗原公衆衛生課長、大野工業

試験所技官。

三月二十日(訪問録音)

元島東京中央市場長、阿部検査官、魚小売商、うなぎや。

三月二十二日(原子まぐろをめぐる座談会)

奥むめお主婦連会長、松山東大教授、南一橋大助教授、草野慶大医学部教授、清井水産庁長官、尾崎食品衛生課長。

三月二十五日(太平洋の魚、ピキニまぐろについて)

東大教授松山義夫。

三月二十六日(台所を守るもの「ガイガー計数器について」)

厚生省尾崎食品衛生課長。

三月二十七日(まぐろの栄養)

慶大教授原実。

三月二十八日(デマはこうして起る―まぐろ騒動―)

東工大教授宮城音弥、一橋大助教授南博、評論家中野好夫。

▽ラジオ東京(日曜クラブ座談会)

司会 中島健蔵

朝日新聞 荒垣秀雄(天声人語)

毎日新聞 江口栄治(余 録)

読売新聞 高木健夫(編集手帳)

▽スポット放送文

「日本鯉魚漁業者協会(東京都中央卸売市場長)よりお知らせします。昨日の午後、農林大臣と厚生大臣が発表しましたとおり、まぐろはすべて水揚げ港で検査を行ない、合格したものだけ合格証をつけて市場に

出しております。安心して召し上って下さい——など。

〔宣伝ビラ・ポスター〕

一般消費者の「魚類敬遠」はついに東京魚市場の休業にまで発展、最悪の事態を招来したので本部では二十一日、宣伝ビラ数十万枚を作成、学生アルバイト延三百人を動員し、数日にわたり都内各繁華街に分散、領布を行なった。

また、浴場、魚屋等は大衆宣伝の上から格好な場所なので、都内全部にポスター掲示を行なった。

三崎

遠洋漁業の根拠地三崎では三月二十日、三崎市場内に地方対策本部を設置して東京本部と連絡しつつ活動を開始した。

三崎では、まず滞貨の好転をはかる見地から無害広報活動に主力をおいたが、日時の経過ならびに第一三光栄丸事件の発生とによって対策の局面は補償、金融等広範囲なものとなった。

◇まず宣伝面では三月十九日、地方出荷の漁獲物に添えて宣伝ポスターを発送すると共に県の広報宣伝車、水産試験場の自動車、横須賀、逗子、横浜、川崎、小田原、箱根、伊東、湯河原方面に連日数万枚の宣伝ビラを配布、また遠く大阪、名古屋方面にも宣伝班を送って啓蒙、新聞折込み、映画館ビラ配布などによる宣伝をも行なった。

◇水揚げ停止処分を受けた第一三光栄丸の対策としては三月二十七日以来連日協議を重ね、当局に対し正確な検査と正式の指令を要望すると共に

接的な損害をも強硬に交渉する必要がある。また禁止区域を是非設定せねばというのであれば、これによる損害相当額の補償を請求せねばならず、外務省を通じ米國に要求するよう対策を講ずべきである。信託統治領の領海ならばとも角、何百カイリというラインをひき広範囲にわたって、事実上、立入り禁止区域にするのであれば、公海自由の原則からみて認めるべきでない。

▽販売対策について

何よりもまず消費者の不安一掃が大事であるが、業界の掛け声だけでは効果は薄い。「大丈夫」ということが判り次第、一刻も早く効果的な宣伝をしようようにしたい。また大衆の心理は逆に証印のあるものを信用し、証印のないものを信用しない向きもあるので、これに対する対策も講ずべきである。放射能の検査効果が不明であることから、消費者に過度の恐怖感を与えている。このような不安を早く拭うことが先決である。

▽水産庁指定海域について

関西方面の出荷について、大阪港を検査港とするよう和歌山より要望があったが、事情を知らない一般消費者に余分な不安を与えることになるので、この際はむしろ、指定区域の早期撤廃を主張することが良策であるとのことに一致し、水産庁側からも入港船の状況に見合って警戒のライン撤廃を考えるとの説明があった。

▽今後の対策について

消費者の不安を除去するため、業界はもとより政府方面においても国民栄養、水産政策の見地から宣伝してもらうよう要望すべきである。結

厚生省、水産庁、県庁と連絡しつつ配置完了までの一切の対策を樹てる一方、報道関係には慎重な取扱いを要望した。

◇魚価低落による漁業者の急迫した事態を收拾するため、応急措置として流通資金の融資を関係当局に強く要望することに決定、代表者が各省に対して陳情を行なった。

焼津

焼津は稲電丸事件の地元であるため乗組員、漁船をめぐって内外の調査団、学者、関係者等の来訪は非常に多く、対策本部ではこれら来訪者を迎えて種々打ち合わせをする一方、魚類の販売啓蒙にあたっては静岡、遠州方面には宣伝自動車を、また大阪方面には飛行機を使ってビラ領布を行なうなど、活発な無害広報をつづけた。

2 全国組合長会議で対策練る

このような中央、地方本部を一丸とした対策が展開されている最中、米國務省は三月二十日、さらに危険区域を拡大し六月末まで実施する、との一方的声明を行ない、なお数回の原爆実験を暗示した。これに加えて放射能を検出される船はあとを絶たず、前途はますます樂觀を許さない見通しとなってきた。本会は三月二十二日、急拠全国組合長会議を開催、当面する重要問題について早急に対策を樹てるため種々協議を行なった。この日の協議の概要は、つぎのとおりである。

▽補償問題について

新聞その他によると米國で補償の対象としているのは直接損害を受けた第五福竜丸の船主、船員だけのようであるが、この事件による魚価の値下り、碇泊期間の延長などによる損失なども十分考慮して、これら間局本会としては中央、地方対策本部を通じての販売啓蒙の手を強める一方、根本的な解決をはかるには政治的折衝によるほかないので、当局に対し原爆中止をはじめ、補償問題、危険区域などについての要旨をとりまとめ、関係方面に陳情要望することとした。

原爆実験中止方に関する要望

さる三月二十日、アメリカ合衆国より通告のあった原爆実験、とくに危険区域の拡大設定はわが国保健栄養上、産業政策上、将又輸出振興上重大な事態を招来するもので、われわれ全国漁業者は左記理由によりマニラ、水城のようにわが漁業に關係ある海域においては被害を及ぼす原爆実験に反対し、速かにこれが実施の中止方を米國民に折衝するよう切に要望いたします。

記

一、消費者大衆が原爆におびえ、鮮魚および水産製品を忌避する傾向は国民栄養を魚食に依存しているわが国において、国民生存上、由々しい結果を招来するものである。

二、まぐろ漁船の原爆被災事件により社会不安が蔓延している最中に同一地点で、しかも危険区域を拡大して原爆実験を強行することは人心動揺にさらに油を注ぎ、延いては対米感情を徒らに悪化させるものである。

三、危険区域の拡大設定は広く南北太平洋を漁場とするわが国遠洋漁船にとって事実上、その区域の立入り禁止を強行するもので、漁船の行動上、非常な制約を受け、漁業経営を破綻にみちびくものである。

四、漁業に多少なりとも関係ある海域の原爆実験は国民大衆の不安をさらに倍加し、これらによる魚類全般の需要減退は水産関係事業全般の経営を困難ならしめ、広く漁民の生活を危殆に陥入れたものである。昭和二十九年四月二日

日本鯉鮒漁業協同組合連合会

日本鯉鮒漁業者協会

会長 横山 登志丸

禁止区域についての要望

米国の危険区域拡大通告に対し、本会では中央対策本部でこの対策を協議するとともに、二十二日開催した緊急組合長会議にも諮り、業界の意見をとりまとめたうえ、同日横山本部長が業界を代表して水産庁長官に左記事項の申入れを行ない、期限短縮、危険区域の縮小を要望した。申入れ事項

拡大された区域自体は従来の約六倍に当る。漁場としての価値は現在さほど大きくないが、その向うに好漁場があり、またわが国にとって重要なオーストラリア東方漁場への航路に当り、区域を拡大されたため、わが漁船は約三百マイル遠回りしなければならぬ。これはふつう漁船の航行では約一日半以上を要し、往復では従来よりも三日以上損することになる。

なお是非、実験地を被害のない場所に変えてもらいたい。危険区域の拡大は国民の保健、産業、輸出と各方面に重大な事態を招来するので、これら海域において漁業に被害を及ぼすような原爆実験には絶対反対する。

水産庁

一、海域の指定

- (1) 東経一五二度〇〇分 北緯二二度〇〇分
- (2) 東経一五二度〇〇分 北緯二二度〇〇分
- (3) 東経一七五度〇〇分 北緯二二度〇〇分
- (4) 東経一七五度〇〇分 北緯二二度〇〇分

二、報告を要する漁船

- (1) 指定した海面で昭和二十九年三月一日以降操業した漁船
- (2) 指定した海面を昭和二十九年三月一日以降航行した漁船

三、入港地の指定

当該漁船の入港地は次の五港に限定する。

塩釜、東京、三崎、焼津、清水

四、報告義務

- (1) 船名 (2) 許可番号 (3) 入港予定日時 (4) 入港予定港

五、報告期間

昭和二十九年三月十八日以降別途中止を指示するまで当分の間。

六、報告先

入港予定地の少くとも五日前までに入港予定地の所定の機関へ報告する。

七、指令に違反した場合の罰則

漁業法にもつき適宜な処分を行うことがある。

3 逆効果を招いた報道機関のPR

厚生省は、三月一日以降のマーシャル海峡付近の出漁船について、乗

指定区域についての申入れ

本会では、水産庁が指定区域（別記）を設定したことに対し、みずからラインをひくことは国際関係に禍根を残すおそれがあり、また業者として、一刻も早く「全船無害」を大衆に声明したい意味合いからいって、早急にこのラインを撤廃するよう要望した。

これに対し当局は、設定の考え方として、「一般大衆が極度の「魚類恐怖心」を抱き、一種の神経戦に陥っているので、この不安を除くため有効な措置を採るといふ意味で設けた。範囲が広すぎるという声のあるのも、衛生、民心の安定の両面をねらったためである。したがって、入港漁船に放射能がないとの見通しがつけば一刻も早く外したい」と説明している。

水産庁長官

知事殿

マーシャル群島付近海域出漁漁船の入港報告の件

マーシャル群島付近海域に出漁中のまぐろ漁船第五福竜丸の被害事件の結果は、まぐろ類等の消費について重大な影響を及ぼしているので、厚生当局と打合わせの結果、三月一日以降当該海域付近にて操業もしくは航行中の漁船について乗組員の保健、漁獲魚類等による危険防止を図るため、当分の間、別紙要領に基づいて出漁船の入港地指定等を実施することに決定したから御了知の上、貴管下関係業者に周知徹底方よろしく御協力を依頼する。

マーシャル群島付近海域出漁漁船の入港報告要領

組員の保健、魚類による危険防止をはかるため、ガイガー検査を行なっている。

対策本部はこの措置に即応するため、出漁中の各船に対し、全国漁業無線連合会を通じて「船体はよく洗ってくるよう」警告を打電した。

また、三月十八日付で厚生省から各地方庁に宛て、

「放射性物質を含んでいる魚類を摂取した場合の危険性は不明だが、それだけに人体に及ぼす影響も予想し難く、検査に当たってはとくに厳重を期せられたい」との通達を出しているが、この中、地方における魚体の無検査地中埋没等の措置はただでさえ不安にかられている消費者を一層不安に陥し入れる結果ともなり、国民栄養上、また産業上重大な支障をもたらすことになるので、対策本部は、検査当局に対し細心の配慮を願いたいと、左記の申入れを行なった。

(申入れ要旨)

原爆被害魚類の監視について各県宛御通牒がなされた由仄聞しますが、これは第五福竜丸入港直後の混乱中の応急的御措置と思われまふ。しかしその後科学的研究の結果、大分当初と事情が異なっておりまふ。よって通牒そのままに措置せられては、さなきだに不安にかられている民衆を一層不安に陥し入れる結果となりますので、左記諸点御考慮頂きたく要望致します。

(1) 通牒によりまふと、放射能に関して科学的な説明が不十分かと存じます。また人体への有害無害の限度について解説がないので出先機関で措置を誤ると情報の遅れ勝ちな地方人を言目的恐怖にさそい農山村への食料政策をも殺す結果を招きます。

(2) まぐろは海面下約一〇〇メートルを游泳するものですから海面上の灰は付着することなく、海中の魚類は全く無害といえます。以上の点から魚類の御措置については民衆心理をとくと御考慮下され性急に地中埋没するが如きことのないよう、十分な科学検査の結果御措置願いたく存じます。

昭和二十九年三月二十日

日本鯉鮪漁業協同組合連合会

日本鯉鮪漁業者協会

会長 横山 登志丸

また、一般消費者が魚類を敬遠したのは放射能に対する知識の不足もあるが、一つには新聞その他に発表される学者の見解がまちまちであることも原因している。このため四月二日、対策本部ではよりから開催中の日本水産学会に対し、無意味な恐怖心を払拭するため適確な意見発表を行なうよう、つぎのとおり要望した。

(要望要旨)

今回突発した原爆被災事件は国民栄養上、産業上非常な被害を我が国に与えております。すなわち連日にわたる報道によって国民大衆は極度に魚類を恐れ、その魚種、漁獲場所を考慮せず、無差別にこれを忌避し水産物は全般にわたり著しく需要が減退しております。

その原因は放射能に対する大衆の無知、国民の魚類に対する認識の不足、それと事件後、物理学者および医学者の不統一な意見発表に起因するところ大と思われます。したがって現段階において緊急を要すること

筋へ強く要望しており、また漁獲物の検査判別については、事件発生以来逸早く漁獲物水揚げ港を全国五港に指定し、厳密な検査制度を実施しております。しかしなお一般の不安は払拭されてはおりません。それというのは、前記科学陣の意見が今なお不統一で、時をかね個々に発表されることにも大きな原因があるためであります。したがって大衆は魚類学權威者の適確な意見発表を待望する心理にあると思われまます。これによって、必ずや国民は漁業に対し認識を新たにし無意味な恐怖心を払拭すると共に、食生活も常態に復するものと思ひます。

よって現下国民の魚類に対する不安一掃に關し、權威ある貴会の格別の御高配御協力を賜りたく要望致します。

昭和二十九年四月三日

日本鯉鮪漁業協同組合連合会

日本鯉鮪漁業者協会

会長 横山 登志丸

日本水産学会殿

4 大水内の原爆対策特別委へ合流

また、販売啓蒙策の一つとして採りあげられたのが、まぐろ試食会である。一般消費者がまぐろに手を出しかねている際、まず指導者層から率先してまぐろを食べて頂かねば」という趣旨から、本会は四月十六日正午、水産庁の後援で大々的なまぐろ試食会を開催した。関係大臣、水産議員、官庁係官、報道関係者を参議院議員会館の大会議室に招待、出席者は予定の一六〇人に対し二〇〇人を超える盛況だった。正午の開会に先立ち、各社のフラッシュを浴びてまず横山会長が挨拶、ついで盛り沢山なまぐろ料理を前に安藤國務相、保利農相をはじめ衆参両院水産委員長ら来賓があいついで挨拶ならびに所信を述べた。また漁業者

側からも、高知県堀部組合長が補償問題などにつき当局の措置を要望したのち試食に入り、和やかな雰囲気の中に盛会の幕を閉じた。

同日の夕刊各紙の社会面はいっせいに、これら高官のまぐろ試食のようを写真入りで報道、日本テレビなども詳細に会合の状況を映像するなど、まぐろ普及の面からみて予期以上の成果を挙げた。

以上が第五福竜丸の被災事件発生後、約一カ月間の主な動きであり、本会の原爆対策活動のあらましである。この間、前記のような無害広報活動により当面の危機打開に努めてきた「太平洋漁業対策本部」は、ある程度その目的を達したとみられるので、その後は政治・経済部面を水産界全般の問題として処理するため、四月五日、大日本水産会内国際委員会に新設した原爆対策特別委員会に移し、その他の業務は、本会で本来の業務とともに処理することとなり、ここに対策本部は発展的に解消した。

大日本水産会国際委員会原爆対策特別委員会の機構

- 一、大日本水産会国際委員会に原爆対策特別委員会をおく。
- 二、特別委員会委員長は飯山太平氏に委嘱する。
- 三、事業（他団体と協力するが事業が重複しないよう取り運ぶこと）
- (1) 直接、間接の損害に対する補償対策
- (2) 実験実施に対する態度決定及び対策
- (3) 輸出、流通、加工対策
- 四、委員委嘱

横山登志丸、寺本正市、久保田太郎吉、木下辰雄（全漁連）、安達

[3] 原爆被災事件への対策

1 事件発生直後の米政府の動き

しかし、政府、業界を挙げての日本側の原・水爆実験中止要望にもかかわらず、米国側はまったくこれを無視し、危険区域を拡大、第二、第三回目の水爆実験を行なうなど、かえって事態は深刻の度を加えていった。こうして一カ月余を経過したが、国内的にも「まぐろ忌避」は相当根強い感情となり、早期立ち直りを期待していた漁業者の希望は裏切られて魚価は依然低迷をつづけた。

福竜丸被災後、約一カ月間の米国側の動きをみると、つぎのとおりであった。

三月十七日、米國務省は「ビキニ被災に重大な関心を持っており、実情調査のうえ、過失が米国側にあることが判明すれば損害を補償する」

- 義治（冷凍輸出品）、鈴木直辰（同上、検査協会）、金子鉄太郎、柴信一、寺田省一、高橋熊次郎、松山義夫、榎本重次、松崎友一、小林小一郎、法華津孝太、山崎喜之助、木村鉦二郎、村山敏三、田中道知、岡武夫、細野嘉助、藤沢与三、松永寅吉、小浜八弥、伊東猪六、藤田巖、吉田隆、石井省一郎。
- 五、当面の計画
- (1) 水産庁及び国会水産委員会と損害調査方法の打合せをする。
- (2) 委員に追加の必要があれば適時追加委嘱する。
- (3) 外務、厚生、運輸、水産の協議会と連絡する。

と声明した。また同日、アリソン在日大使は外務省を訪ね、(1)被災者の治療、被災漁船の消毒に米側としてできるだけのことをする。またABC(原爆被害調査委員会)から米国専門医師三名、日本人医師三名を東大病院に派遣する。(2)今度の事件の完全な調査のため米官邸は協力するなどを申し入れた。

同十九日、市場原子魚対策協議会が開かれた。米側から極東空軍防医学部長スミス少佐、原子力科学班デイガー大尉らが参加した。席上、日本側の東大中泉博士から「放射線の量、化学的性質、寿命などの化学構造データーを出してほしい」と要望、米側はABCと打ち合わせたうえ、資料を提出するとの答えであったが、結局その資料は提出されなかった。

同二十日、米原子力委員会は原爆実験の危険区域拡大に関する告示を発表した。

同二十三日、来日した米原子力委員会保健部のアイゼンバット博士を中心に「日米調査会議」が開かれた。この結果、患者の治療は日本側が当ることになった。

同二十五日、米大使館は原子力委員会から寄せられたビキニ・エニウエトック実験の放射能の影響に関する研究として、「実験水域で大量に生じた放射能も海流で運ばれる場合、数マイルたないうちに無害となり、五〇マイル以内でまったく検出できない程度のものである」と発表した。

同二十九日、米原子力委員会は「二十六日に第二回の水爆実験が行なわれた」と発表した。この実験については日本側に全然通告がなかった。

といわれ、事前通告および実験禁止に関する日本議会の要望がまったく無視されたことを意味する。

四月七日、ストローズ米原子力委員長は「六日にエニウエトックで第三回目の水爆実験が行なわれた」と発表し、「太平洋の実験から得た情報は熱核兵器を自由世界防衛の主要武器とするのに重要な役割を果たす」と述べた。

同九日、アリソン米大使は「米国から派遣された原子力委員会保健部のアイゼンバット、モートン両氏が日本を去るにあたり、米政府の名において、福竜丸の不幸な事件に対する遺憾の意を表し、乗組員の回復について懸念している」との声明を出した。

なお、アリソン声明にはつきのような重要な意見が述べられている。

「モートン、アイゼンバット氏らの日本でした試験は、米本国における長く詳細な放射能の研究の結果と完全に一致していた。このことは大気および大海の水・気流などが長期にわたって汚されるものでないかという不安が根拠のないものであることを立証した」。

「両氏は日本の科学者と協力のうえ、現在日本のまぐろ漁業にはなら商業的な障害がないことを確認した。私は日本の業者筋から、業界としては問題はすでに解決され、日本のまぐろ業漁は、しばらく前から通常の操業をしているというのを聞いていた」。

「患者を担当している日本側の医師と協力の結果、両氏は福竜丸に降った灰の放射能は、入院中の患者の体内には問題にするほどには入っていないということを確認した」。

同二十三日付の毎日新聞によれば、スミス米國務次官は國務省に井口

駐米大使の来訪を求め、二十日、日本側が発表した水爆被害を受けた日本人漁夫の症状に関する声明、日本人医師の記者会見の内容には事実と相違する点があると指摘し、つぎのように述べた。

「米国側はすでに補償の支払いを申し出ており、誠意をもって事件の解決に当らうとしているのに対し、日本側が米人医師の立会を許さず、またその後入港するまぐろ船の放射能の検査にも参加を許さないのみでなく、日本人医師がこれまで発表した漁夫の症状が真よりも重大視していることに不安と疑念を抱いていた。それに加えて二十一日の日本側の発表および記者会見の内容は、あまりに事実と相違するばかりでなく、いたずらに日本人の感情を傷けし、日米関係を悪化させる傾向がある」。

以上のように、米国には、原爆被災事件に対する日本側の動きをむしろ批判する態度さえ、みられたのであった。

2 関係各省・国会へ猛陳情

このような内外両面にわたる窮状を打開するため連合会は四月二十一日、事件いらい第二回目の全国組合長会議を参議院議員会館で開催した。この日の会合では、各議題にさきだち原爆問題を取り上げ、かつお・まぐろ漁業の難局打開策につき、終日活発な意見が交わされた。前回の組合長会議(三月二十二日)いらい一カ月を経過しているが、この間における漁業者の被害は予想以上に深刻で、漁業者のこうむった損害の補償対策はもとより、一步を進めてこれらの被害の絶無を期すには、何よりもまず原爆そのものの実験を太平洋漁場では絶対に中止してもらわなければならない、これを漁業者の総意として当局に強く訴えるべきだ、との

結論に達した。

そこで、原爆実験廃止を中心として賠償、流通資金の低利金融、租税免除等についても合わせて当局に要望することとなり、翌二十二日、出席者全員が三班に分れて各方面に陳情を行なった。

▽第一班 内閣、安藤國務相、大蔵大臣、衆・参両院水産常任委員長

▽第二班 農林大臣、水産庁長官

▽第三班 外務、厚生両大臣、海上保安庁長官

総理官邸へ向かった陳情団は、おりから開催中の安藤國務相を中心とした第五福竜丸事件の各省連絡対策協議会に臨み、出席中の外務、水産、大蔵、海上保安庁などの関係各局長、部長を前に、横山会長、在京漁業者代表高橋巨の両氏が陳情文を手交し、業界の実情を陳列した。これに対し安藤國務相から、

「漁業者の苦衷のほどはよく分っている。賠償についてはすでに外務省を通じて米国に対して折衝をつづけている。金融、租税などもっともな意見であるので善処したい」との回答を受けた。

同日要望した陳情書の内容は、つぎのとおりである。

陳情書

去る三月初旬、発生した原爆被災事件は我が国、全国民に一大衝撃を与え、すでに漁業上非常な損害を与えているが、依然として原爆水爆実験は続けられ、我が国かつお・まぐろ漁船に対し、被害を続出せしめ、その防止には全く方法なき状況に追込んでおります。しかも消費者大衆は、続発する漁船の被害におびえ、まぐろ類に対する恐怖心は最早容易

に払拭し得ぬ状態に立到っております。これが解消には、唯一つ原爆水爆実験の廃止あるのみであります。また、まぐろ類の需要は著しく減退し、魚価は低落して、このままに放置せられるにおいては、かつお・まぐろ漁業は倒産、休業の止むなきに至る外ありません。よってこの救済策として速やかに左記措置を講ぜられたく全国かつお・まぐろ漁業組合長会議決議を以て要望します。

記

一、我が国漁業に影響ある区域における原爆水爆実験廃止を強力にアメリカ側に交渉のこと。

二、原爆水爆実験により、かつお・まぐろ漁業の受けた損害に対し、速やかに賠償または補償を行うこと。

三、賠償または補償実施までの期間、財政資金等による流通資金の低利融資を即時実施すること。

昭和二十九年四月二十二日

日本鯉鮪漁業協同組合連合会

日本鯉鮪漁業者協会

会長 横山 登志丸

五月に入り、事件発生直後の収拾策として広範囲に行なわれた無害広報活動も一段落したが、漁業経営は日ましに深刻の度を加えているので、連合会をはじめ業界の原爆被害対策は主として賠償および補償対策に向けられた。このころになると、事件当時の混乱はどうやらおさまったが、魚価は依然低迷をつづけ、前年同期の六、七割台にとどまっていた。また、南方漁場から入港する漁船の船体や漁獲物からは放射能が検出され、さらに東支那海、インド洋をはじめ、長崎、土佐、房総津など

の近海からも放射能魚が発見されるなど、事態はいっこうに好転していない。このため水産庁は五月十五日、同庁の調査船俊鶴丸を大気・海水などの汚染調査のため南方漁場に派遣、政府は二十八日の閣議で、放射能の危険度の基準を定めるため研究を急ぐことを決めるなど、放射能の影響に対する研究の対策が進められたが、肝心の漁業者に対する救済措置については、第五福竜丸に対する善後措置として四月三日、補償額は三月末までの治療費約一〇〇万円、生活費（一人あたり月平均三万円）、および廃棄したまぐろの実費などをとりまとめて米国側に提示した以外、その後、五月を迎えてもなんらの進展をみせていない。

原爆被害対策の件

これに対し業界では五月十三、十四日には三崎、焼津の漁業関係者による原爆被害状況打合会がそれぞれ開かれ、その詳細を検討するとともに、水産庁主催の原爆被害の補償要領についての説明会に臨み、種々協議が行なわれた。また十三日には、ジュネーブの万国赤十字社会議に出席する島津日赤社長に対し、原爆中止方を広く世界各国に呼びかけるよう横山会長から申入れたが、二十八日開催の二十九年通常総会において、原爆対策についてつぎの決議を行なった。

- 原爆被害対策に対し組合長会議（四月二十一日開催）の決議をもつて要路に対し、
- 一、原水爆実験の廃止
 - 一、損害に対する速かな賠償または補償の実現
 - 一、賠償または補償実施までの期間、流通資金の低利融資
 - 一、租税の免除

を要望してきたが、福竜丸以外賠償及び補償は今なお実施をみるに至っておらず、漁業者は窮迫するのみである。

よってさらに強力にこの実現方を要望することを決議する。

この決定にもつき六月十日、横山会長は総理、安藤国務相、農相、蔵相及び大蔵省理財局長を訪ずれ、別記陳情文を手交、要望した。

陳情書

去る三月中旬発生した原爆被災事件は、我が国全国民に衝撃を与え、これと共に我等漁業者は一大被害を蒙っております。すなわち汚染魚類の放棄、漁業制限による損害の外、とくにまぐろ類の需要減退による魚価の低落は著しく、このままに放置せられては、かつお・まぐろ漁業者には多分に倒産者続出のおそれがあります。その被害については、われわれは刻々調査しているところですが、事件以後二カ月半の被害額は、すでに一七億円に達しております。

この賠償または補償については、逸早く御当局の御考慮を戴いておりますが、漁業の窮状は日に日に急迫をつけ、一刻の猶予を許さぬ状態に至り、ただ政府の処置を渴望している状況です。

よって左記の実施につき、さらに御高配願いたく、五月二十八日開催の本会傘下全国かつお・まぐろ漁業協同組合および協会合同総会決議をもつて要望します。

記

- 一、損害の賠償または補償
- 二、右実施までのつなぎ融資

三、減税

四、日本国民に被害をおよぼす原水爆実験の中止

昭和二十九年六月十日

日本鯉鮪漁業協同組合連合会

日本鯉鮪漁業者協会

会長 横山 登志丸

3 放射能調査船俊鶴丸の調査報告

しかし、連合会を中心に業界挙げての相つづき陳情にもかかわらず、補償問題についての政府の態度があいまいで、原爆事件発生以来三カ月にもなるというのに、いっこうはかばかしい進展をみせなかった。六月から七月へかけての主な動きをみると、放射能による被害はいっこうに減らず、全国各地でひきつづき漁船や漁獲物から放射能が検出されている。この間、水産庁の調査船俊鶴丸が五日間の航海を終え七月四日、芝浦に帰港し、これによってビキニ水爆実験の漁業に及ぼす影響の実態が明らかにされた。同船から水産庁に提出された調査報告の概要は、つぎのようなものである。

▽海水の汚染

ビキニ、エニウエトックを中心とする北赤道海流は予想した以上にひどく汚れている。五〇カウント以上の水域は扇形にひろがっていて、米国の禁止区域とよく似ており、やや東の方に多く流れている。三〇〇カウント以上に汚染された水域は東は東経一三七度、西は一五〇度で中心をほぼエニウエトックとし巾四〇〇カイリのだ円形になる。海水の深みによる放射能をみると、ビキニの北方では表面が最大の放射能五、四〇〇カウントを示したのに対し、ビキニ南方の北赤道海流は五〇〜七五m

が最大の汚染を示した。

▽小型プランクトン

ビキニの北を通過した六月十二日が最高で一・七万カウントもあった。汚染状況は海水の汚染とほぼ一致していたが、南の方は表面海水の放射能がない場合でも、プランクトンにはわずかながら汚染がみられた。一体にプランクトンは海水よりかなり強く放射能を有しており、放射能を体内に集める機能を持っているようである。

▽大型プランクトン

種類によって強い弱いがあるが、いずれの場合も海水の汚染の程度に応じて汚染していた。プランクトンは放射能を選択吸収するために、海水の放射能を知る目安になる。

▽魚類

(イ) 調査地点別にみると、海水とプランクトンの汚染によく一致している。(ただし、かじきは例外)

(ロ) 同じ魚の器官別にみると、胃腸の内容、肝臓、脾臓、腎臓に多く、エラ、血液はこれにつき皮、骨、肉には少い。ただし血合肉は筋肉より高い放射能を示した。

(ハ) 同じ水域の小型魚類は大型魚類より放射能が強い。

(ニ) 汚染の原因は海水の放射能も無視できないが、大部分は小魚・プランクトンなどのエサである。

(ホ) 魚体の表面と内臓の放射能はEDTAなどの薬で洗っても落ちない▽環境衛生

空気の放射能は五〇日間で一〇〇〜一五〇ミリ・レントゲンで問題に

害(その他ビキニ実験で日本がこうむった一般的間接被害)補償額として一三億円(約三六〇万ドル)、合計およそ二億九、〇〇〇万円の支払を要求している。しかし、直接被害と認定したものに限り補償を行なう意向なので、日本側の要求する間接被害の補償については難点を示している」と、以上のように報じている。だが、これについて日本政府はなんらの発表も声明も行なわなかった。

業を煮やした連合会では、漁業者救済の責任について政府の態度をはっきり示してもらいたため七月七、八の両日にわたり、協同組合・協会合同の組合長会議を開催、この対策につき協議を行なった結果、補償実現に一大運動を起すことになった。この合同会議の冒頭、横山会長は、「本事件による最大の損失は魚価低落である。漁業者の被害はすべて原爆実験にあるのであり、この点を強く政府に認識させ、今までの政府の考え方を変えさすべきである」として、今後の運動の進め方について語った。

これに対して神奈川、静岡、宮城、高知などからこの趣旨に賛同するとともに、このうえは全かつお・まぐろ漁業者を打って一丸とした猛運動を展開するほか道がない」との強硬な発言があり全員賛成、これについての運動方針は翌日の会議で協議することとした。ひきつづき午後には出席者全員が、おりから原爆対策被害を協議のため開会中の参議院水産委員会に臨んだ。議場には本事件担当の安藤国務相をはじめ政府側委員が出席しており、補償問題をめぐって各委員との間に活発な質疑応答が交わされていた。席上、神奈川県水産部、静岡県久保田太郎吉、高知県堀部虎猪の各氏が参考人に指名され、堀部組合長が代表して左記の陳述を行なった。

ならないほど少ない。五〇〇カウント以上の海水は使用禁止にしたが、この程度の海水なら全航程を通じてあっても安全である。雨は五月二十七日に一・七万カウントあったのが最高であった。

しかし補償、賠償問題については六月二十八日、第一次補償立て替え分として、三カ月の短期融資が神奈川県へ七、五〇〇万円、静岡県へ四、五〇〇万円と決定された以外みるべきものはない。大日本水産会原爆対策特別委員会の集計によると、三月十六日から五月末日までの被害額は、

- (イ) 危険区域設定によるもの二億九、六〇〇万円
- (ロ) 魚価低落によるもの二億三、八〇〇万円
- (ハ) 販売時間遅延によるもの七、四〇〇万円
- (ニ) 漁獲物廃棄によるもの九、一〇〇万円
- (ホ) 事件対策費一、二〇〇万円、総計一億一、二〇〇万円

とされているが、この短期融資は、正式補償が決定するまでの応急措置として採られたものであった。また七月二十四日のUP電は「米政府が日本政府に対し、直接被害への補償金として八〇万ドル(二億八、〇〇〇万円)を支払うことを申し出た」と伝えた。同電報によれば、この額は、日本が六月末までに判明した直接被害として要求している分に相当するとし、さらに「このほか日本側は、第一次間接被害(間接被害のうち、やや直接被害に近いもの、福電丸事件にともない、消費者が魚類を食用にするのをきらったため、結局、廃棄を余儀なくされた魚類など)の補償額として八億九、〇〇〇万円(約二四七万ドル)、第二次間接被害

堀部組合長陳述要旨

「原爆は絶対に廃止すること、賠償、補償は速に行なうこと、被害の現状から税金は免除してもらいたいこと、当委員会が直接、間接の言葉が出たが、漁業の被害はすべて原爆実験による。このため休業に立ち至っているというのに間接などということはない。すべて直接被害である」。

翌八日は運動方法の具体策につき協議を行なった。この結果、つぎの諸氏を実行委員に選び、運動を推進してゆくことを決めた。

実行委員

岩手県協会	佐々木大三郎
宮城県東部	木村寅太郎
神奈川県協組	寺本正市
同 協会	菅野進
静岡県協組	久保田太郎吉
同 協会	斉藤三郎
三重県協組	清滝千代夫
和歌山県協組	津井庄一郎
高知県協組	堀部虎猪
東京協組	高橋亘

つづいて七月二十七、二十八の両日には、同問題についての実行委員会を虎ノ門の東京水産会館で開催、実行委員十数名が出席して各方面に対する陳情方法を協議し、本事件による最大の被害者はわれわれ漁業者

であり、補償問題の成り行きしだいではいかなる運動をも辞さない——との強い決意を再確認した。ついで午後には水産庁長官、次長、生産部長等の臨席を得て、業者側からそれぞれ業界の窮状を説明、善処を要望した。そして翌二十八日には、出席者全員が三班に分れ、「水爆実験による損害補償に関する陳情書」を各要路に提出、補償早期実現方をそれぞれ強力に申し入れた。

▽総理府、外務省 寺本正市、清滝千代夫、津井庄一郎、小出勲男。

▽大蔵省 横山登志丸、木村寅太郎、斉藤三郎。

▽農林省 堀部虎猪、久保田太郎吉、高橋亘。

4 補償早期実現運動の足どり

ここに七、八月中の補償問題に関する運動経過をみると、つぎのようである。

七月二十七日

○本会実行委員会開催

出席者 会長、小出常務、木村宮城組合長、寺本神奈川組合長、菅野神奈川協会長、久保田静岡組合長、清滝三重組合長、津井和歌山組合長、堀部高知組合長。

○午前中陳情文起草にだちに印刷に付す。午後水産庁首脳部と懇談、損害に対する政府補償を要望す。

出席者 全実行委員、水産庁長官、同次長、生産部長。

七月二十八日

○陳情文印刷なり、ただちに実行委員を左記三班に分け陳情を行なう。

農林班（農林省関係） 農林大臣、水産庁長官、生産部長、海洋二課

長。

（国会関係） 鈴木善幸議員。

大蔵班（大蔵省関係） 大蔵大臣、政務次官、理財局長、主計局農林係。

（国会関係） 衆・参水産常任委員長。

外務班（外務省関係） 外務大臣、政務次官、アジア局長、

（総理府関係） 安藤国務大臣、緒方副総理。

七月二十九日

○衆・参水産常任委員会に対し事務局より陳情。

七月三十日

○会長が自由党林譲治氏に面接、自由党の救済方針確立方を要望す。

○参議院水産常任委員会傍聴

政府側 安藤国務大臣、岡崎外務大臣。

（説明員） 清井水産庁長官。

傍聴者 会長、小出常務、林、水戸、藤田、清滝。

○各組合（全国）宛陳情書送付す。各関係庁および各県選出議員への運動依頼。

七月三十一日

○参議院水産常任委員会傍聴

政府側 農林大臣、水産庁長官。

傍聴者 会長、小出常務、寺本、林、清滝、高橋、水戸、尾形。

八日二日

○会長、衆参両院水産専門委員会と国会審議に関し打ち合わせ。

○大蔵省理財局長と面接陳情（会長）

○YMCA総主事斉藤惣一氏の渡米に鑑み、会長、常務面接して水爆被害補償につき、滞米中の努力を依頼す。

八月三日

○会長自由党総務会に臨み幹事長池田勇人、政調会長水田三喜男、総務会長大野伴睦ならびに同委員中村清の各氏に面接、緊急措置として融資その他を要望す。

○終って中村清議員とともに水産庁長官に陳情。

八月四日

○会長、大蔵大臣小笠原三九郎氏と面接、早急融資その他五億円の支出を要望す。

○会長、改進黨副幹事長竹山裕太郎氏と面接、水産常任委員会での協力を依頼す。

八月五日

○衆議院議員四六三名、参議院議員二四八名全員に対し、陳情書配布す。

○水産業界紙に対し、陳情書配布協力方を依頼す。

○参議院水産常任委員会原爆補償に関する委員会議事録を各組合宛送付す。

八月六日

○代表的の日刊紙編集局長宛陳情書および書簡送付、支援方依頼す。

日本経済新聞、読売新聞、毎日新聞、産業経済新聞、朝日新聞、東京新聞、日本タイムス。

八月七日

（国会関係） 鈴木善幸議員。

大蔵班（大蔵省関係） 大蔵大臣、政務次官、理財局長、主計局農林係。

（国会関係） 衆・参水産常任委員長。

外務班（外務省関係） 外務大臣、政務次官、アジア局長、

（総理府関係） 安藤国務大臣、緒方副総理。

七月二十九日

○衆・参水産常任委員会に対し事務局より陳情。

七月三十日

○会長が自由党林譲治氏に面接、自由党の救済方針確立方を要望す。

○参議院水産常任委員会傍聴

政府側 安藤国務大臣、岡崎外務大臣。

（説明員） 清井水産庁長官。

傍聴者 会長、小出常務、林、水戸、藤田、清滝。

○各組合（全国）宛陳情書送付す。各関係庁および各県選出議員への運動依頼。

七月三十一日

○参議院水産常任委員会傍聴

政府側 農林大臣、水産庁長官。

傍聴者 会長、小出常務、寺本、林、清滝、高橋、水戸、尾形。

八日二日

○会長、衆参両院水産専門委員会と国会審議に関し打ち合わせ。

○水産議員連盟に協力方依頼陳情書手交。

○会長が参議院議員補見義男氏と会見、委員会審議に関し懇談依頼す。

○会長、社会党書記長和田博雄氏宛陳情、同氏不在につき事務局に依頼す。

八月九日

○参議院水産常任委員会傍聴（午前中）

政府側 安藤国務大臣、水産庁長官。

○衆議院水産常任委員会小委員会傍聴（午後）

政府側 水産庁生産部長、調査研究部長、海洋二課長、保安庁、調達

庁。

傍聴者 会長、小出常務、寺本、近藤、水戸、荒木、高城、石塚、高

橋、滝口、塩谷、伊藤、阿部、久保田。

八月十日

○会長、早朝水産常任委員長田口長治郎氏を訪問、協力方依頼す。

○衆議院水産常任委員会傍聴、席上、業者の窮状につき寺本、久保田各組合長、漁業の現状報告を行なう。

政府側 安藤国務大臣、農林大臣、外務大臣、外務政務次官、アジア局長、水産庁長官、厚生省衛生局市場研究課長。

八月十一日

○自由党中村清代議士来会、水爆被害補償に関し懇談す。

八月十二日

○参議院水産常任委員会傍聴（午前中）

政府側 安藤国務大臣、水産庁長官、大蔵省理財局融資課長。

傍聴者 会長、小出常務、寺本、水戸、清滝、石塚、高橋。
○委員会傍聴後水産庁宛陳情、水産庁次長、増田課長に対し、三億融資確保を強く要望す。

○終って今後の対策協議、対米要望方法を協議、業者からも直接米国に對し、要望することに決まった。

○各県組合宛融資受入態勢を整備するよう通知す。

八月十三日

○大水主催原爆対策委員会に会長出席、大水による陳情を国内各関係者および米大使館に對し行なうよう発言、決定した。

○各組合宛参議院議事録送付す。

八月十四日

○大水主催原爆対策特別委員会に会長出席。

○会長、水産庁清井長官に、補償問題につき要望す。

八月十六日

○会長農林大臣官邸で水産庁長官立会の下に二時間余にわたり、かつお・まぐろ漁業の現況と窮状を訴え、速かなる政府の救済措置を要望す。

水爆実験による損害補償に関する陳情書

水爆被災事件以来すでにたびたび陳情申上げてきたとおり、この事件は、我が国かつお・まぐろ漁業に一大損害を与え、本漁業は今や倒産者続出の危機に瀕しております。よってこれが損害に對し即刻政府では損害補償の措置を講ぜられたい。

ここに全国かつお・まぐろ漁業者の切実な叫びをもって陳情します。

要旨

一、水爆実験により受けたかつお・まぐろ漁業の損害

損害額

一九億二、八四四万五、〇〇〇円、ただし事件発生（三月十六日）以降六月三十日迄の分

備考 第五福竜丸の損害については静岡県から直接政府宛提出したためこれを省略した。

損害内容

魚価暴落等による損害

一、五二八、六四五千円

危険区域の設定による損害

二九六、八〇〇千円

漁獲物を廃棄した漁船の損害および事件対策処理費

一〇三、〇〇〇千円

二、政府の措置について

政府では、損害を直接と間接に分類し、その填補の方法に軽重を付せるやに仄聞するが、漁業者の蒙る損害は均しく水爆に原因したものであって、最も甚大な損害を受けたのは魚価の暴落である。このことは、まぐろ類の漁場に広く放射能が散布され、かつ汚染したことにより国民大衆が極度にまぐろ類を恐怖忌避した結果であって、明らかに水爆実験による直接損害であり、その犠牲である。

三、事態悪化の実情

事件以来早くも四カ月余を経過した。此の間、政府のとった国内的措置としては、一部の融資（損害に対する約七〇程度）と、汚染廃棄

物に対する賠償の一部内渡しをしたに過ぎない。この様な消極的措置では、現在本漁業のおかれている窮状は到底打開すべくもない。しかも救済方針が定まらず、このため漁業は日に日に困窮の度を増している。

従来政府では、天災地変（風水害など）に對してさえ補償の措置を講じている。ましてや人為的水爆実験による漁業者の被害に對し、救済の方針すら決定せぬ現状は、本漁業の存立を冷視し、漁業者の生存権を無視したものである。

以上損害の填補は政府当然の責務である。未曾有の窮状にあるまぐろ漁業は、このままでは倒壊の外はない。

政府は、本漁業の重要性に鑑み、その現状と漁民の生活を熟視せられ一刻も早く損害補償の措置を講ぜられたい。

参考

一、かつお・まぐろ漁業の現況

かつお・まぐろ漁業は、戦後官民の努力によって、戦時の壊乱状態を脱し、昭和二十八年には漁船数一千百隻（約一・一万吨）、漁獲高約六千万貫（時価約二二〇億円）に達した。この漁獲量の三分の二が内地で消費され、三分の一が輸出原料に供されている。しかも漁獲量およびその輸出量は、今後ますます増大する傾向にある。

二、かつお・まぐろの輸出高

まぐろ類を原料とする冷凍品および缶詰は大部分をアメリカに輸出しているが、一方、全まぐろ漁船および輸出缶詰製造に使用する輸入資材、石油、綿花、綿実油と対比すれば

輸出額 三、〇〇〇万弗

輸入額

五二〇万弗

差引二、四八〇万弗（邦貨八九億二、八〇〇万円）の受取勘定となっている。

三、水産政策上の地位

沿岸魚類資源の枯渇により、現在政府のとっている水産政策は「沿岸より沖合へ、沖合から遠洋へ」の転換策である。

まぐろ漁業は、漁場を太平洋および印度洋にもち、資源は豊富で、かつ国際的摩擦もなく、日本漁業中最も発展性のある漁業と目され、水産政策上に占める地位は極めて重要である。

また輸出は前述の如く、年々増大し、輸出産業としても重要な地位を占めている。

昭和二十九年七月二十八日

日本鯉鮪漁業協同組合連合会
日本鯉鮪漁業者協会

会長 横山 登志丸

5 減税措置と検査基準の緩和

連合会をはじめ業界の熱意と努力の積み重ねは、まずまぐろ漁業被害者に対する二十九年分個人所得税の減額措置となつて現われた。連合会は本会々報「かつおとまぐろ」二十九年六・七月号で、「申請者は今すぐ税務署へ」とのサブ・タイトルを掲げ、その詳細を報じている。

「御承知の様に個人漁業者の納める所得税については昨年より予定納税制度がとられています。この制度は前年度の確定申告額を基準として今年度の徴収額を決めるもので、減額については余程の理由がなければ認められないのが現状です。」

どの様な場合に減税措置が講ぜられるかというと、

- (1) 家族の病氣等で医療費が著しく費され家計困難となった場合
- (2) 風水害等の災害に遭った場合

の二つで、この理由以外のものについては、所得が前年の七割以下になった時に限り、減額申請を受付けるということとした。

したがって右の規定からいえば今回のビキニ海域における原爆実験のため漁業者は所得の減少を来したことが歴然としても税務当局としては直ちに減額措置を採り得ない実情にありました。しかし業界の要望により当局で数次に亘る協議を行った結果、極めて当然のこと乍ら減税措置の対象とすることに決定、又その所得の減少も七割以下等という様な制限を設けず一割でも二割でも実際に減少したものであれば十分その事情を考慮するということが了解がつかしました。

減額申請手続について

税務署で税金を七月、十一月、二月の三回に分け、それぞれ三分の一づつ徴収しておりますので、今すぐ減額申請をして認められれば七分で減額となり、さもなくば確定申告で減額されます。又この手続は右のような事情から申請者が個々に税務署に行うもので所得額が一〇〇万円以下の場合にはその税務署が税額を決定、一〇〇万円以上の場合には地区の国税局で査定決定することになります。

なお法人の場合は申告制度をとっているものでこの方法による減額申請は適用しません。

なおこの問題はたんに所得税だけの減税措置であり、我々漁業者からすれば極く当然のことと考えられるので、本会では別途原爆被害補償対

の実情を調査して適正な処理を図るよう配慮されたい。

減税措置について七月十九日、まぐろの検査基準が緩和された。まぐろの検査基準一〇〇カウントは事件発生直後に定められ、そのまま実施されてきたが、全国各地に何万カウントという降雨があり、野菜、果実などにも相当量の放射能がみられた結果、まぐろだけを一〇〇カウントの線で押えることは無意味だとして、連合会はこの是正を厚生省に要請した。厚生省当局でも、この点につき学界の意見をきくなど研究中であったが、連合会の要望を入れて検査基準を一部緩和することになり、七月十九日付で地方庁に通達を發した。

この通達によると、一〇〇カウントという基準を改めることは学界の総合的研究ならびに後鰯丸の調査の結果にまたなければならぬという見解の下に、それまでの暫定措置として、漁獲物が基準以上のカウントを示しても、内臓を除いたあとの肉質のカウントが、基準以下であれば食用に供してもさし支えないということを定めたもので、各県宛通達の要旨は左記のとおりである。

放射能による魚体の汚染はそれぞれの部分によって著しく差があること、すなわち、えら、肝臓、胃、腎臓等に著しく、これに反し筋肉部は比較的汚染の程度が僅少であることが逐次確認されるに至った。よって、魚体全体としては一〇〇カウントを超える場合であっても内臓、えら等を除去し、再検査して一〇〇カウント以下の場合にはこれを食用に供することとし「五、漁獲物」の第一項に左記の但し書を加えて取り扱うこととしたので爾今、この方針に従って処理せられたい。

策の一環として固定資産税をも含めた全面的な免税措置も講ずるよう大蔵、国務大臣等に対し連日強力に陳情しております」。

通牒文

二九水第六八一四号

昭和二十九年七月十五日

日本鯉鮒漁業者協会々長殿

日本鯉鮒漁業協同組合連合会会長殿

水産庁生産部長

漁業者及び鮮魚小売商等水産物取扱業者の減額申請の取扱について
ビキニ海域における試験爆発の漁業者に及ぼした影響に鑑み、漁業者の本年分予定納税基準額の減額申請について国税庁と折衝中のとこの程、別紙写しのとおり各国税局長宛通達があったので、この旨速かに貴組合関係者に周知せられたい。

直所三一一八

査調二二四 昭和二十九年七月九日

国税庁長官 平田敬一郎

国税局長殿

鮮魚小売商等水産物取扱業者等の減額申請の取扱について

鮮魚小売商等水産物取扱業者ならびにすし屋等の鮮魚加工業者及び漁業者のなかにはビキニ環礁海域の爆発実験により被爆魚類が生じたこと等によりその業況に影響を受けた者もあるようであるから、これらの者にかかる本年分予定納税基準額の減額申請の処理にあつては、十分個々

記

但し、一〇〇カウント毎分を超えるものが検知された場合は各々、その内臓、えら等を除去し、十分水洗を行った後、改めて所定の検知を行い、一〇〇カウント以下に低下した場合は、えら等のみを廃棄処分とし、その魚体のその他の部分は食用適格として取り扱うこと、この場合廃棄した内臓等は、土中に埋める等の措置を講じて不衛生にわたらないよう十分に留意すること。

6 補償問題なおメド立たず

事件発生いらいひきつぎ行なわれてきた連合会、業界の運動はしだいに関係各方面に理解されはじめ、要望、陳情も漸次採り上げられたが、かつお・まぐろ漁業者最大の願望である補償・賠償問題は依然解決のメドが立たない。八月に入り、政府は国内措置として被害者の急場を救うという意味から、第二次補償立てかえ分の短期融資額一億二、〇〇〇万円を決定したが、これを機会に連合会は八月二十三日、東京水産会館で組合長会議を開催、この問題を中心に協議を行なった。この結果、米國からの賠償を実現するためには、漁業者のさげびを米國に伝えるべきであるとの結論に達し、ア大統領をはじめ米首脳部へ直接要請を行なうことを決議するなど、終日活発な論議が交わされた。

▽賠償問題について

横浜会長からこの問題に対する現在までの運動経過（別記参照）について報告があり、とくに衆・参水産委員会の動きについて説明、今後の対策につき協議の結果、融資はともかく、最終的にはぜひとも米國からの賠償を実現すべきで、このうちは漁民の真のさげびを直接米國首脳部